

○公害及び交通安全対策特別委員会

内閣提出法律案（一件）

番号	件名	提出月日	提出月日	本院に受領月日	参議院	衆議院	備考
17 法律案	公害健康被害補償法の一部を改正する	五八、二、五 受領	五八、三、四 付委員会	五八、二、七 付委員会	議員会	議員会	
		五八、二、五 月日	五八、二、五 月日	五八、二、七 月日	議員会	議員会	

公害健康被害補償法の一部を改正する法律案（閣法第一七号）（衆議院送付）

五八、二、五 内閣提出

三、一四 衆可決  
三、三一 参可決

要旨

大気の汚染の影響による健康被害に対する補償給付の支給等に要する費用のうち自動車に係る負担分については、

昭和四十九年度から五十七年度までの間においては自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額の政府の交付金をもつて充てることとなつていて。本法案は、この措置を昭和五十九年度まで継続しようとするものである。

委員長報告

ただいま議題となりました公害健康被害補償法の一部を改正する法律案につきまして、公害及び交通安全対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、大気汚染の影響による健康被害に対する補

21	20	番号
防衛省職員給与法の一部を改正する法律案	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改	件
		提出
二、八	五、二、八	月 日 提出
		送付月日 又は(衆)へ 本院に受領
		付委員会 参議院
		議委員決会 議本會
内閣	内閣	付委員会 衆議院
三、一八	五、三、一八	議委員決会
続審	続審	議本會
審査	審査	決議
		備考

○委員会付託に至らなかつたもの  
内閣提出法律案（六件）

賃給付の支給等に要する費用のうち自動車に係る負担分について、自動車重量税の収入見込み額の一部に相当する金額を公害健康被害補償協会に交付する措置を、昭和五十八年度及び昭和五十九年度においても引き続き行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、日本共産党沓脱理事より、本法律案に対し、自動車負担分を重量税でなく自動車メーカーに負担させる等を内容とする修正案が提出されました。

討論はなく、採決の結果、修正案は賛成少数をもつて否決され、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自動車に係る騒音、排出ガス等の規制の強化及び総合的な交通公害対策の推進、窒素酸化物等の健康被害との因果関係の究明とそれに基づく地域指定の見直し等を内容とする附帯決議が本岡理事より提出され、全会一致で決定をいたしました。

以上御報告申し上げます。